平成２３年（フ）第７４５号
千葉県柏市今谷上町20番地２　フレンドリーハウスＢ―108号
債務者　朝野江津子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３１６号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番７―505号、前住所兵庫県伊丹市伊丹８丁目３番19号
債務者　大瀬良義信
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３１７号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番７―505号、前住所兵庫県伊丹市伊丹８丁目３番19号
債務者　大瀬良光惠
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４０６号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番45―２―209号、前住所兵庫県宝塚市小林４丁目７番45―２―509号
債務者　津田　悦子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７００号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目12番４号アルカディア西宮Ｃ棟103号、前住所兵庫県神戸市垂水区多聞台２丁目６番27号
債務者　髙岡　昌美（旧姓川嶋）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６５号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目118番地の３　大松ハイツ402、前住所大阪府豊中市曽根南町１丁目９番４号
債務者　稲嶺　盛哲
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９１０号
兵庫県尼崎市南城内４番地の３　第二永昌ビル507号、前住所兵庫県尼崎市宮内町２丁目44番地　理容阪神方
債務者　上杉日佐子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９４２号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町１番41―504号
債務者　ウィリアムス彩（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４５号
北九州市八幡西区医生ケ丘10番30―７号
債務者　向野　義人
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８６６号
北九州市若松区北湊町13番地６
債務者　北島　信行
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８６７号
北九州市若松区北湊町13番地６
債務者　北島キミヨ
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８６９号
北九州市門司区清見３丁目２番１―510号　サンライフ清見
債務者　江村　宏之
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８７１号
北九州市八幡西区岸の浦１丁目13番77―703号
債務者　池本　亜里（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８７９号
北九州市八幡西区永犬丸南町５丁目１番15号101
債務者　竹野　　孝
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８２号
北九州市小倉北区黄金２丁目９番29―501号　土居方
債務者　河岡　勝男
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８９７号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番17―1214号
債務者　松本　優次（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部